

税制措置のご案内

(生産性向上設備投資促進税制)

設備投資を決断する、
チャンスです！



NLX 2500

100%即時償却または5%税額控除

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

50%特別償却または4%税額控除

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

対象設備

A: 「先端設備」を導入する場合

単品設備

簡素な手続
(事業者の申請不要)

B: 「生産ラインやオペレーションの
改善に資する」設備を導入する場合

複数設備可

投資計画の申請が必要

対象者

工作機械、または生産ラインやオペレーション改善のための
設備導入をご検討されている事業者様

対象機につきましては、弊社の営業
担当者までお問い合わせください。

制度概要

1. 税制措置 <平成29年3月31日まで>

「先端設備」および「生産ラインやオペレーションの改善に資する」設備を産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに導入した場合、青色申告書を提出する全ての事業者様は以下の税制措置を受けることができます。

生産性向上設備投資促進税制

▶ **100%即時償却** または **5%税額控除**

※平成28年4月1日以降は、50%特別償却 または4%税額控除

中小企業様に対する上乗せ措置 (中小企業投資促進税制)

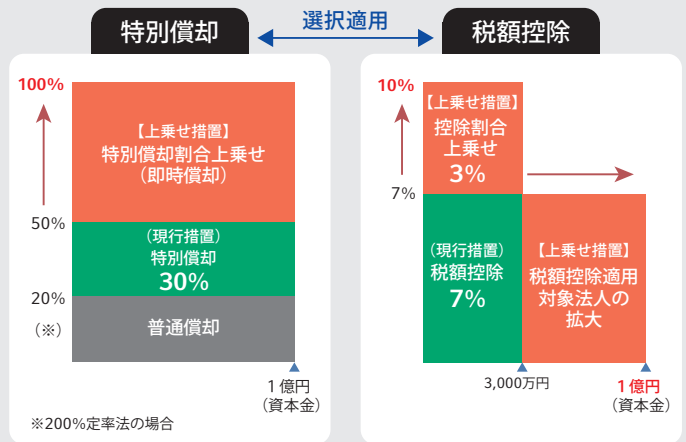
・資本金3千万円以下の法人および個人事業主様

▶ **100%即時償却** または **10%税額控除**

・資本金3千万円超1億円の法人様

▶ **100%即時償却** または **7%税額控除**

※ 税額控除限度額は当期の法人税額の20%が上限となります。
※ 他の税制との併用はできませんが、補助金との併用は可能です。



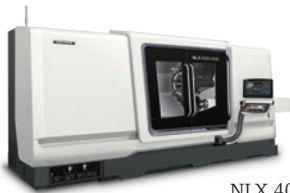
2. 対象設備

A. 「先端設備」の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / ソフトウェア

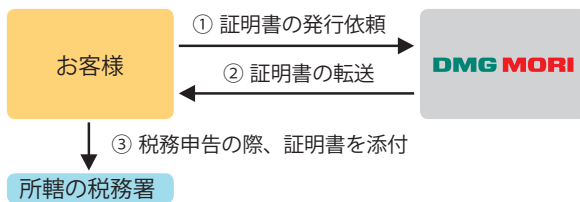
※ 機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



NLX 4000

[必要手続]



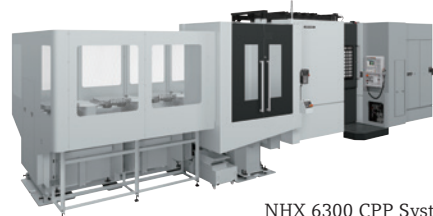
[要件]

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
- ※ 生産性=「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等
- 最低取得価額以上であること
(機械装置は単品 160万円)

B. 「生産ラインやオペレーションの改善に資する」設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



NHX 6300 CPP System

[必要手続]

投資計画を作成し、公認会計士または税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

[要件]

- 投資利益率が15%以上
(中小企業者等は5%) であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

- 最低取得価額以上であること
(機械装置は単品 160万円)

3. ご相談・お問合せ先

詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousai/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

DMG森精機セールスアンドサービス株式会社

名古屋市中村区名駅2丁目35-16 (〒450-0002) TEL. (052) 587-1862

DMG MORI

TAX-MEASURES-A4-JA01V
V.1404.CDT.0000